



® 平成30年 4 月 11 日 (水)

No. 14666 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆複製権侵害における依拠性の要件 (上) … (1)

☆特許庁人事異動…………… (7)

# 複製権侵害における依拠性の要件 (上)

高樹町法律事務所

島根大学大学院法務研究科特任教授

弁護士 桑野 雄一郎

## 1 はじめに

著作権法は、著作作者が有するいわゆる支分権として、「複製権」(著作権法21条)及び「翻案権」と総称される「翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利」(27条)を定めている。この著作権法27条に定める権利を「翻

案権」と総称することについては批判的な見解もある<sup>1</sup>が、本稿では便宜上「複製権」と並ぶものとして「翻案権」との総称を用いることとする。

この複製権や翻案権を侵害した者に対しては、侵害された権利の権利者が差止請求権(112条)や不法行為に基づく損害賠償請求権(民法709条)などの権利を行使することができることになっているほか、10年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその

21世紀は 知力・英知 の時代

創立1922年

## 特許業務法人 英知国際特許事務所

所長弁理士 岩崎 孝治 所長代理弁理士 七條 耕司 副所長弁理士 小橋 立昌 弁理士 鈴木 康裕  
意匠部長弁理士 関口 剛 弁理士 樋口 正樹 弁理士 紀田 馨 国際部長弁理士 田口 滋子  
商標部長弁理士 岩崎 良子 特別顧問弁理士 細井 貞行 管理部長 菅野 公則 特別顧問 岡本 清秀

【東京本部】 〒112-0011 東京都文京区千石4-45-13 TEL: 03-3946-0531(代)  
【虎ノ門サテライト】 TEL: 03-6206-6479 【帯広支部】 TEL: 080-6516-4160  
【仙台支部】 TEL: 022-266-5580 【山形支部】 TEL: 023-651-6102  
【神奈川支部】 TEL: 045-532-3827 【浜松支部】 TEL: 080-2077-6544  
【名古屋支部】 TEL: 090-4227-5957 【大阪支部】 TEL: 090-6269-0885

URL: <http://www.eichi-patent.jp>

併科(112条1項)という刑事罰が定められている。

著作権法は「複製権」については「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」(21条)と、「翻案権」については、「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」(27条)というように、複製や翻案に該当する行為を行う権利を「専有する」と定めている。従って、複製権侵害や翻案権侵害の要件は、一義的には著作物について「複製」や「翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案」(本稿では便宜上これらを「翻案」と総称することとする)に該当する行為を行うことということになる。

そこで、複製権侵害、翻案権侵害の要件である「複製」や「翻案」とは何かが問題となるが、この点著作権法は「複製」について、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」との定義規定を設けている(2条1項15号)。「録音」については「音を物に固定し、又はその固定物を増製すること」(同項14号)、「録画」については「映像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製すること」(同項15号)との定義規定を設けているが、これらは「複製」の例示であって、「複製」という行為の本質は「有形的に再製する」という点にあることは条文上も明らかである。従って、ある行為が「複製」に該当するかどうかは、当該行為が「有形的に再製」したと評価できるかどうかにかかっているはずである。しかしながら、実務上はこの文言はほぼ完全に無視されており、「依拠性」と「同一性」という、判例上の上記の文言との関係も全く明らかではない定義があたかも文言そのものであるかのような解釈が長年にわたり支配的となっている。上述のように著作権法が刑罰法規でもあり、複製権害を行った場合に刑事罰も科せられることを考えると、かかる解釈は罪刑法定主義の観点から問題があるといわざるを得ない。

さらに、翻案権に至っては、そもそも条文上もいかなる行為が「翻案」に該当するかについての明文規定がなく、こちらも長年にわたり「依拠性」と「類似性」という判例上の定義が支配的となっており、複製権と同様に罪刑法定主義の観点から問題がある状況となっている。

そして、このように長年にわたり実務上も講学上

も支配的となっている「複製」及び「翻案」の定義において共通している「依拠性」という要件については、著作権侵害罪という犯罪成立要件としてみたときに、実はかなり不可解な点もある。

そこで、本稿では「複製」及び「翻案」において共通する要件として一般化している「依拠性」の要件について、特に犯罪成立要件という観点から再検討を加えると共に、少なくとも「複製」については「有形的に再製する」という文言に忠実な解釈を提唱するものである。なお、以下では複製権・翻案権が侵害された(と主張された)著作物を「被害著作物」と、侵害した(と主張された)著作物を「被疑著作物」と称することとする。

## 2 判例上の「複製」及び「翻案」の要件

### (1) 判例上の「複製」の要件

現在支配的となっている「複製」の要件は、ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件判決<sup>2</sup>が述べたものである。同判決は旧著作権法が「文書演述図画建築彫刻模型写真演奏歌唱其他文芸学術若は美術(音楽を含む以下之に同じ)の範囲に属する著作物の著作者は其の著作物を複製するの権利を専有す」(1条)、「著作権を侵害したる者は偽作者とし本法に規定したるものの外民法第三編第五章の規程に従い之に因りて生じたる損害を賠償するの責に任ず」(29条)と定めていたことを受け、その「複製」の定義について、「旧著作権法(明治三二年法律第三九号)の定めるところによれば、著作者は、その著作物を複製する権利を専有し、第三者が著作者者に無断でその著作物を複製するときは、偽作者として著作権侵害の責に任じなければならないとされているが、ここにいう著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解すべきであるから、既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、それが既存の著作物に依拠して再製されたものでないときは、その複製をしたことにはあらず、著作権侵害の問題を生ずる余地はないところ、既存の著作物に接する機会がなく、従って、その存在、内容

を知らなかつた者は、これを知らなかつたことにつき過失があると否とにかかわらず、既存の著作物に依拠した作品を再製するに由ないものであるから、既存の著作物と同一性のある作品を作成しても、これにより著作権侵害の責に任じなければならないものではない。」と述べたものである(下線は筆者が追記したもの。以下も同様である。)

この判決の「既存の著作物に依拠し」という部分を「依拠性」と、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製する」という部分を「同一性」(あるいは「再製」など)と称しており、これが現行著作権法における「複製権」における「複製」の要件としてそのまま判例上、また講学上も踏襲されているのである<sup>3</sup>。

## (2) 翻案

翻案については旧著作権法下で特段の裁判例があったわけではないが、複製権と同様に依拠性を要件とする解釈が判例上、また講学上も支配的となっている。

例えば、言語の著作物の翻案について、「言語の著作物の翻案(著作権法27条)とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。」としたものがある<sup>4</sup>。また、下級審レベルにおいても、「編曲」について「著作権法は、楽曲の「編曲」(同法二条一項一―号、二七条)について、特に定義を設けていないが(文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約二条(3)、一二条も同じ)、同法上の位置付けを共通にする言語の著作物の「翻案」が、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう(最高裁平成一三年六月二八日第一小法廷判決・民集五五巻四号八三七頁)のに準

じて、「編曲」とは、既存の著作物である楽曲(以下「原曲」という。)に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が原曲の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物である楽曲を創作する行為をいうものとするのか相当である。」としたものがある<sup>5</sup>。

このように、翻案についても、複製と平行に、「既存の著作物に依拠し」という部分を「依拠性」と、「新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為」を「類似性」と称しており、これが「翻案権」における「翻案」の要件としてそのまま判例上、また講学上も踏襲されているのである。なお、著作権法の文言からは、「翻案権」の対象となるのは「著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する」(27条)という行為であり、その翻案の結果作成されたものが翻案された著作物とは別の著作物と評価される場合が、「著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物」(2条1項11号)である二次的著作物となるという関係にある。つまり、「翻案」という行為に該当する場合と翻案の結果作成されたものが翻案された著作物とは別の新たな著作物になる場合は同一ではないというのが文言そのものから導き出される結果である。しかし、判例上は上記のとおり、「翻案」や「編曲」の定義において「既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為」という要件を盛り込んでおり、その結果、「翻案」とは「二次的創作物を創作する行為」という位置づけとなっている。

### 3 判例の定義に対する疑問点(1) 文言との関係

「複製」に関する定義の最大の疑問点は、「複製」

についての定義規定のなかった旧著作権法下の解釈をそのまま踏襲している点である。ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件判決については、「本判決は、著作権侵害の成否の判断基準について最高裁の見解を示したものとして、現行法のもとでも重要な意義を有するものとされている<sup>6</sup>」との指摘であればまだしも、「旧著作権法・・・の解釈事例であるが、その判旨は、現行法においても妥当する<sup>7</sup>」、「本判決に示された解釈は、原稿著作権法の解釈についてもそのまま妥当するといつて差し支えない<sup>8</sup>」と、あたかもその解釈が改正法においても当然に妥当するかのような見解については疑義があるといわざるを得ない<sup>9</sup>。

なぜ旧法下の解釈をそのまま踏襲することについて疑義があるかであるが、その最大の根拠は、著作権法改正により、「複製」について「有形的に複製する」との定義規定が設けられたことにある。この定義と上記判決の関係について、「本判決は旧著作権法下の事件であったが、その複製の概念は、現行法下でも、複製という要件に「有形的」という条件を加えることでそのまま適用されるとの説明を行うものもある<sup>10</sup>。しかし、旧著作権法には複製の定義規定はなく、「複製」という規定があったわけでもない。「有形的に複製する」という定義は改正法が新たに設けたものに他ならないのであって、現行著作権法の「複製」が旧法下の「複製」に該当し、そこに「有形的」という条件を新たに追加したかのごとき解釈は文言上も無理があるであろう。そして、「有形的に複製」という定義規定が設けられたのであるから、「複製」の意味については、その定義規定に従い「有形的に複製」の意義から論じられるべきものである。これは著作権法が刑罰法規でもある以上、罪刑法主義からも導かれる当然の帰結である。特に、著作権法は他人の著作物を利用した表現行為を刑事罰をもって規制する法律としての側面もあることからすれば、憲法上優越的地位にあるとされる表現の自由との関係でも、その解釈は厳格であることが要請されるというべきであろう。

もちろん、上述した判例・解釈は基本的に民事法としての著作権法の解釈論であり、それが、罪刑法定主義が支配する刑事法としての著作権法解釈と一致しなければならないという必然性があるわけでは

ない。国家刑罰権という重大な国家権力の行使に関する刑事法の解釈と、当事者間の衡平や損害の衡平な填補を目的とする民事法(不法行為)の解釈とは、その目的の違いからも一定の相違が生じることもあって然るべきであるという点も否めない。かかる考え方を民事法と刑事法の二元論的解釈という。しかし、他方で、刑事法上は著作権侵害とならない行為について、民事法上は著作権侵害が成立する、あるいはその逆と言った事態が生じるような、あまりにも乖離した解釈運用がなされることが望ましくないことは明らかではないだろうか。特に「複製」の定義といった複製権侵害の基本的要件についての解釈があまりにも異なるというのは適切ではないと考えられる。

このような観点からすると、また現在のところ一元論的解釈が主流であることから、上述した両立性の問題についても、刑事法と民事法とで可能な限り一元化した解釈がなされることが望ましいのではないかと考えられる<sup>11</sup>。

そして、かかる一元論的解釈を前提とすると、「複製」を「依拠性」と「同一性」の2要件から理解する見解は、「有形的に複製する」という著作権法の文言からあまりにも乖離している、少なくとも文言との関係が明確でないという点において、その妥当性には疑問があるといわざるを得ない。そして、「翻案」についても、そもそも「翻案」についての定義規定がないとはいえ、「複製」とパラレルに論じられている以上、同様の問題を抱えているというべきである。

#### 4 判例の定義に対する疑問点(2) 客観的要件であることとの関係

また、このように一元論的解釈を前提とすると、「依拠性」という要件には重大な問題点があるといわざるを得ない。

刑事法において、犯罪成立要件は①主観的要件と②客観的要件に分類される。そして、罪刑法定主義が妥当するのは②の客観的要件であり、①は故意・過失である。①の故意・過失の内容については刑法上の大きな論点であるが、通説的な、そして判例の見解でもあるいわゆる認容説を前提にすると、故意

とは②の客観的要件に対する認識・認容を、過失とは②の客観的要件に対する注意義務、あるいは結果発生を回避すべき注意義務に対する懈怠を意味する。そして、この考え方は基本的には不法行為における故意・過失とも共通するところである。なお、刑事法上は原則として故意犯が処罰対象であり、過失犯はこれを処罰する旨の規定がある場合にのみ処罰されることになっている(刑法38条1項)ところ、著作権法は過失犯の処罰規定を設けていない。そこで、以下では基本的に故意を前提として論じることとする。

「故意」、すなわち認識・認容の対象が客観的要件である以上、複製権侵害においても故意の内容は自己の行為が「複製」に該当することを認識・認容していること、ということになる。

複製権侵害の要件	その内容
客観的要件	著作物を複製したという客観的事実
主要的要件	著作物を複製するという客観的事実に対する認識・認容

そして、「複製」の意味を「依拠性」と「同一性」に分析した場合には、故意の内容は、自己の行為について「依拠性」と「同一性」の要件を充足していることを認識・認容していること、ということになる。この「依拠性」が、例えばコピー機やスキャナーなどの複製機器を用いる場合や、トレースのような方法で複製が行われる場合のように、インプットとアウトプットが同時に行われる、あるいは機械的過程を経て行われる場合は「依拠性」という要件を客観的事実と位置づける余地もあると思われる。むしろ、このような場合は「複製」という事実を認定すればそれがそのまま「依拠性」を意味することになるのであって、そもそも「依拠性」という要件を問題にする余地がないとさえいいうるのである。

他方、例えば美術の著作物、映像の著作物、言語の著作物などにおいて、一度当該著作物に触れた際の記憶に基づいて作品が作られる場合のように、インプットとアウトプットが異時的に、かつ非機械的過程を経て行われる場合は、アウトプットされた被疑著作物が被害著作物に「依拠」したといえるかどうかは行為者の主観の問題だと言わざるを得ない。

このような場合に、故意の内容を、自身が「依拠」していることを認識・認容していること、と理解するのは甚だ不可解である。

実際、この「依拠性」の要件の意義については、

① 他人の著作物を自己の作品の中に用いることとする説<sup>12</sup>

② 既存の著作物に表現された内容を知り、これを何らかの程度利用して自己の表現を作出することとする説<sup>13</sup>

の両説があるとされており、創作者の意識の中に沈殿していた既存の著作物が創作活動の過程で無意識のうちに湧出した結果、既存の著作物と実質的に同一の表現の作品が作成された場合には、①の説では依拠が肯定されが②の説では否定されることになるとの指摘がある<sup>14</sup>。

しかしこの②の見解における「既存の著作物に表現された内容を知り」という解釈は、明らかに主観的要件と客観的要件を混同したものである。「依拠」の内容に「既存の著作物に表現された内容を知り」という要素が含まれるとすると、故意の内容は、自身が「既存の著作物に表現された内容を知り」ながら複製行為を行っていることを認識・認容していること、ということになるが、これは極めて不可解な解釈といわざるを得ない<sup>15</sup>。

そもそも、このように無意識のうちに行われた複製行為が複製権侵害の要件を満たすかどうかは、複製権侵害の主観的要件の中で、いかなる事実を認識・認容していれば無意識であっても故意が認められるのか、という観点から論じられるべきことであって、これを「依拠性」の要件の内容として論じること自体が不合理というべきである。

<sup>1</sup> 上野達弘『著作権法における侵害要件の再構成(1) - 「複製又は翻案」の問題性 -』知的財産法政策学研究41巻33頁(2013年)

<sup>2</sup> 最判昭和53年9月7日民集32巻6号1145頁

<sup>3</sup> 例えば著作権法改正後の最判平成9年7月17日民集51巻6号2714頁も、上記昭和50年最判を引用し、「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを複製すること」と同じ定義を示しており、下級審判例も複製の

定義に関してはほぼ全てこれに従っている。学説としてもこの定義自体に異論を呈するものはほとんどなく、もはやこの定義は定説となっているといつてよい状況である。

- 4 最判平成13年6月28日民集55巻4号837頁・江差追分事件
- 5 東京高判平成14年9月6日判時1794号3頁
- 6 内田晋「偶然の符号-ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件」著作権法判例百選(第2版)8頁(1987年)
- 7 渋谷達紀「偶然の符号-ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件」著作権法判例百選(第3版)6頁(2001年)
- 8 小西禮「既存の著作物を知らないでこれと同一性のある作品を作成した者と著作権侵害の責任」最高裁判所判例解説民事篇昭和53年度411頁
- 9 市川正巳「依拠性-ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件」著作権判例百選(第4版)87頁(2009年)などは、同一性の要件については「旧著作権法における著作物の複製についてのものであることに注意を要する」としており、西田美昭「複製権の侵害の判断の基本的な考え方」齊藤博・牧野利秋編「裁判実務体系(27)知的財産関係訴訟法」120頁なども同様の指摘をしているが、依拠性については特段の指摘をしていないところである。
- 10 三尾美枝子「依拠性-ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件」著作権判例百選(第5版)107頁(2016年)
- 11 松川実「著作権法における私法的解釈と刑法的解釈」青山法学論集第49巻第3号(2007年)1~53頁も、一元論を提唱されている。また、判例も大阪地判平成6年4月12日判時1496号38頁は「民事上は演奏権の侵害とされるのは仕方がないとしても、刑事上は罪刑法定主義の観点から演奏権の侵害にはならないかの如き解釈は、演奏権の概念を徒らに混乱させるものであって、到底採り得ない。演奏権の概念自体は民事法上、刑事上を問わず一義的に明確であるべきものであり、また同一内容のものとしてとらえるべきものと解する。」として明確に一元論的立場をとることを述べている。また、知財高判平成19年3月29日判時1990号122頁は「改正著作権法54条1項の規定は、映画の著作物の保護期間を公表後50年から70年に延長するものであって、

その適用があるか否かにより、著作物を自由に利用できる期間が大きく相違する上、著作権の侵害行為に対しては、民事上の差止めや損害賠償の対象となるほか、刑事罰の対象ともなるのであるから、改正著作権法54条1項の規定の適用の有無は文理上明確でなければならぬといふべきである。」と述べ、民事法においても刑罰法規であることも考慮した解釈をすべきであるとの考えを示している。これも一元論的なものと捉えることができる。詳細は拙稿「著作権侵害の罪の客観的構成要件」島大法学第54巻第1・2号(2010年)参照。

- 12 山本隆司「複製権侵害の成否」牧野敏秋・飯村敏明編「新・裁判実務体系(22)著作権関係訴訟法」329頁(2004年)
- 13 西田・前掲127頁
- 14 中山信弘「著作権法(第2版)」599頁(2014年)、三尾・前掲107頁
- 15 その意味では①の説の方が客観的要件の解釈としては合理性があるが、後述するとおりこの解釈を前提とすると「依拠性」は「有形的に再製」と同一という理解になると思われる。

# 特許庁人事異動

## 以下 3月28日付発令

氏名	新	旧
福島暖奈	併) 通商政策局 国際政策課 北東アジア 併解) 国際政策 課多国間政策室	

(以上 平成30年3月28日付発令)

氏名	新	旧
鈴木匡明	定年退職	審判部審判長(第29部門)
原田信彦	定年退職	審判部審判官(主席・第36部門)
小川慶子	定年退職	審判部審判官(先任・第24部門)
竹内邦夫	定年退職	審査業務課知的財産情報分析官(方式審査基準担当)

## 以下 3月30日付発令

氏名	新	旧
武重竜男	東京工業大学 総務課企画調査官	審判部審判官(第27部門)
加藤幹	大阪大学	審査第三部審査官(高分子)
永野志保	大阪大学	審査第四部審査官(インターフェイス)
田中洋行	工業所有権協力センター	審査第一部審査官(分析診断(画像診断))
石附直弥	日本特許情報機構調査研究部調査研究企画課長	審査第一部審査官(事務機器)

(以上 3月30日付発令)

田中純人	定年退職	審査業務課登録室知的財産情報分析官(登録事務担当)
田中敏郎	定年退職	審判課知的財産情報分析官(審判事務担当)
佐俣幹雄	定年退職	情報技術統括室長補佐
伊藤和臣	定年退職	情報技術統括室長補佐(電子記録ファイル管理班長)
寺嶋敏之	定年退職	情報技術統括室長補佐(事務システム第一班長)
藤居良昭	定年退職	普及支援課主任方式審査専門官

## 以下 3月31日付発令(1)

氏名	新	旧
小野寺務	定年退職	審判部審判長(第19部門)
中田とし子	定年退職	審判部審判長(第21部門)
和田志郎	定年退職	審判部審判長(第27部門)

山内孝夫	定年退職	方式審査室上席主任方式審査専門官
市川勉	定年退職	登録室上席主任登録専門官
瀬下真理子	定年退職	登録室主任登録専門官
仲村和雄	定年退職	商標課主任方式審査専門官(分類業務担当)

氏 名	新	旧	氏 名	新	旧
市 川 公 一	定年退職	調整課長補佐(審査第一部庶務班長)	公文代 康 祐	任期満了退職	審査第一部審査官(計測)
松 尾 智 子	定年退職	審査推進室電子計算機専門職	續 山 浩 二	任期満了退職	審査第一部審査官(計測(距離・電気測定))
宮 原 弘 路	定年退職	審判課審判書記官(上席主任)	請 園 信 博	任期満了退職	審査第一部審査官(計測(距離・電気測定))
新 井 裕 善	定年退職	審判課審判書記官(上席主任)	越 柴 洋 哉	任期満了退職	審査第一部審査官(計測(物理測定))
久 島 秀 資	定年退職	情報技術統括室電子計算機専門職	赤 尾 隼 人	任期満了退職	審査第一部審査官(応用物理)
坪 博 昭	定年退職	秘書課付(工業所有権情報・研修館知財情報部上席専門職(特許情報協力担当))	藤 本 加代子	任期満了退職	審査第一部審査官(応用物理)
清 野 貴 明	定年退職	秘書課付(工業所有権情報・研修館知財情報部主任専門職(閲覧担当))	土 岐 和 雅	任期満了退職	審査第一部審査官(分析診断)
安 藤 達 也	辞 職	審査第三部審査官(前任上席・プラスチック工学(繊維・積層))	樋 熊 政 一	任期満了退職	審査第一部審査官(分析診断(医学診断))
宮 崎 光 治	辞 職	審査第二部審査官(熱機器)	増 渕 俊 仁	任期満了退職	審査第一部審査官(分析診断(医学診断))
延 平 修 一	辞 職	審査第三部審査官(無機化学)	亀 澤 智 博	任期満了退職	審査第一部審査官(分析診断(画像診断))
中 尾 忍	辞 職	審査第三部審査官(医療(バイオ医薬))	倉 本 勝 利	任期満了退職	審査第一部審査官(応用光学)
高 橋 義 昭	辞 職	審査第四部審査官(伝送システム(伝送回路))	小 倉 宏 之	任期満了退職	審査第一部審査官(応用光学(光学装置))
金 山 直 樹	辞 職	審査第四部審査官補(情報処理)	殿 岡 雅 仁	任期満了退職	審査第一部審査官(応用光学(光学装置))
塚 本 雄	辞 職	秘書課人事専門職	横 川 美 穂	任期満了退職	審査第一部審査官(応用光学(光学要素・EL素子))
			吉 岡 一 也	任期満了退職	審査第一部審査官(光デバイス)



氏名	新	旧	氏名	新	旧
佐藤俊彦	任期満了退職	審査第一部審査官(光デバイス)	新井浩士	任期満了退職	審査第二部審査官(自動制御(流体制御))
奥村政人	任期満了退職	審査第一部審査官(光デバイス(光制御))	石川貴志	任期満了退職	審査第二部審査官(動力機械)
大浜登世子	任期満了退職	審査第一部審査官(事務機器(印刷・プリンター))	佐々木 淳	任期満了退職	審査第二部審査官(動力機械(駆動制御))
牧島 元	任期満了退職	審査第一部審査官(事務機器(印刷・プリンター))	菅 和 幸	任期満了退職	審査第二部審査官(運輸(車両制御))
青山玲理	任期満了退職	審査第一部審査官(自然資源(電子ゲーム・学習))	神田泰貴	任期満了退職	審査第二部審査官(運輸(車両制御))
野田華代	任期満了退職	審査第一部審査官(アミューズメント(アミューズメントマシン))	日下部 由 泰	任期満了退職	審査第二部審査官(一般機械)
清水 徹	任期満了退職	審査第一部審査官(アミューズメント(アミューズメントマシン))	青山 純	任期満了退職	審査第二部審査官(生産機械)
廣瀬貴理	任期満了退職	審査第一部審査官(アミューズメント(アミューズメントマシン))	白井卓巳	任期満了退職	審査第二部審査官(生産機械(ロボティクス))
高木 亨	任期満了退職	審査第一部審査官(アミューズメント(アミューズメント一般))	大瀬 円	任期満了退職	審査第二部審査官(生活機器)
森田真彦	任期満了退職	審査第一部審査官(アミューズメント(アミューズメント一般))	小島哲次	任期満了退職	審査第二部審査官(生活機器(福祉・サービス機器))
久保田 創	任期満了退職	審査第二部審査官(自動制御)	高藤 啓	任期満了退職	審査第一部審査官(熱機器(冷却機器))
相羽昌孝	任期満了退職	審査第二部審査官(自動制御)	安田昌司	任期満了退職	審査第二部審査官(医療機器)
栗原恭雄	任期満了退職	審査第二部審査官(自動制御(電動機制御))	大城公孝	任期満了退職	審査第三部審査官(無機化学)
			森坂英昭	任期満了退職	審査第三部審査官(無機化学)
			山田頼通	任期満了退職	審査第三部審査官(無機化学(蒸着・単結晶成長))

氏名	新	旧	氏名	新	旧
宮本 靖史	任期满了退職	審査第三部審査官(素材加工)	小久保 敦規	任期满了退職	審査第三部審査官(化学応用(塗料・接着剤))
大塚 徹	任期满了退職	審査第三部審査官(素材加工(樹脂加工))	吉田 邦久	任期满了退職	審査第三部審査官(化学応用(塗料・接着剤))
小森 利永子	任期满了退職	審査第三部審査官(金属電気化学(電気化学))	亀谷 のぞみ	任期满了退職	審査第三部審査官(高分子)
高橋 真由	任期满了退職	審査第三部審査官(金属電気化学(電池))	久保 道弘	任期满了退職	審査第三部審査官(高分子)
佐藤 知絵	任期满了退職	審査第三部審査官(金属電気化学(電池))	岡崎 忠	任期满了退職	審査第三部審査官(高分子)
砂原 一公	任期满了退職	審査第三部審査官(医療)	小森 勇	任期满了退職	審査第三部審査官(高分子(高分子組成物))
高橋 樹理	任期满了退職	審査第三部審査官(医療(医薬品製剤))	中村 英司	任期满了退職	審査第三部審査官(高分子(高分子組成物))
白井 美香保	任期满了退職	審査第三部審査官(生命工学(食品・微生物))	増永 淳司	任期满了退職	審査第三部審査官(プラスチック工学)
北村 悠美子	任期满了退職	審査第三部審査官(生命工学(蛋白質工学))	深谷 陽子	任期满了退職	審査第三部審査官(プラスチック工学)
上村 直子	任期满了退職	審査第三部審査官(生命工学(蛋白質工学))	長谷川 大輔	任期满了退職	審査第三部審査官(プラスチック工学(繊維・積層))
片山 真紀	任期满了退職	審査第三部審査官(環境化学)	塩田 徳彦	任期满了退職	審査第四部審査官(電子商取引)
斉藤 貴子	任期满了退職	審査第三部審査官(有機化学)	大野 朋也	任期满了退職	審査第四部審査官(電子商取引)
早川 裕之	任期满了退職	審査第三部審査官(有機化学(複素環化合物))	斉藤 貴孝	任期满了退職	審査第四部審査官(電子商取引(データベース・言語処理))
高橋 直子	任期满了退職	審査第三部審査官(有機化学(農薬・染料))	金沢 史明	任期满了退職	審査第四部審査官(情報処理(情報セキュリティ))
井上 恵理	任期满了退職	審査第三部審査官(化学応用)			

氏名	新	旧	氏名	新	旧
高須 甲斐	任期満了退職	審査第四部審査官(伝送システム(伝送回路))	山口 鉄治	任期満了退職(再任用)	普及支援課資料第一係長(週23時間15分勤務)
田畑 利幸	任期満了退職	審査第四部審査官(伝送システム(移動体通信システム))	小林 進	任期満了退職(再任用)	方式審査室方式審査専門官(週23時間15分勤務)
田部井 和彦	任期満了退職	審査第四部審査官(伝送システム(移動体通信システム))	百瀬 五枝	任期満了退職(再任用)	方式審査室方式審査専門官(週23時間15分勤務)
藤原 敬子	任期満了退職	審査第四部審査官(電力システム)	澤野 富秋	任期満了退職(再任用)	登録室登録専門官(週23時間15分勤務)
後澤 瑞征	任期満了退職	審査第四部審査官(デジタル通信)	滝澤 茂世	任期満了退職(再任用)	出願課方式審査専門官(受理担当)(週23時間15分勤務)
森谷 哲朗	任期満了退職	審査第四部審査官(デジタル通信(データネットワーク))	水澤 秀夫	任期満了退職(再任用)	国際出願室方式審査専門官(週23時間15分勤務)
菊池 充	任期満了退職	審査第四部審査官(電気機器(音響システム))	久保 美奈子	任期満了退職(再任用)	国際出願室方式審査専門官(週23時間15分勤務)
渡邊 正宏	任期満了退職	審査第四部審査官(電気機器(音響システム))	小島 えみ子	任期満了退職(再任用)	商標課システム運用管理係長(週23時間15分勤務)
常盤 務	任期満了退職(再任用)	審査第二部審査官(運輸)	梅田 敦	任期満了退職(再任用)	意匠課審査資料企画係長(週23時間15分勤務)
長浜 義憲	任期満了退職(再任用)	審査第二部審査官(熱機器)	村上 猛章	任期満了退職(再任用)	審判課審判書記官(23時間15分勤務)
長谷川 直也	任期満了退職	審査第四部審査官(電子デバイス(デバイスプロセス))	山中 郁佳	任期満了退職(再任用)	審判課審判書記官
前山 和男	任期満了退職(再任用)	情報技術統括室電子計算機専門職	松井 久	任期満了退職(再任用)	会計課(週31時間勤務)
武島 幸男	任期満了退職(再任用)	会計課審査係長(週31時間勤務)	秋本 昌夫	任期満了退職(再任用)	会計課(週31時間勤務)
立澤 文啓	任期満了退職(再任用)	普及支援課公報管理第三係長(23時間15分勤務)	足立 昌聡	任期満了退職(特定任期付職員)	総務課法制専門官
			中村 則夫	大阪地方裁判所調査官	審判部審判長(第23部門)

氏名	新	旧	氏名	新	旧
福井 悟	知的財産高等裁判所調査官	審判部審判長(第25部門)	関 美穂子	工業所有権情報・研修館知財情報部専門職(閲覧担当)	総務課庶務係長
篠原 功一	知的財産高等裁判所調査官	審判部審判長(第30部門)	奥田 健人	新エネルギー・産業技術総合開発機構イノベーション推進部フロンティアグループ主査	会計課総括係長
永井 一也	工業所有権情報・研修館総務部長	総務課業務管理企画官	星野 英也	工業所有権情報・研修館研修部長代理(事務系職員研修担当)	会計課国有財産役務係長
藤野 尚久	工業所有権情報・研修館知財活用支援センター地域支援部長	国際政策課長補佐(国際班長)	坂本 明子	工業所有権情報・研修館知財情報部長代理(情報提供担当)	会計課給与第二係長
平瀬 知明	東京地方裁判所調査官	審判部審判官(主席・第26部門)	阿部 忠男	工業所有権情報・研修館知財情報部専門職(閲覧担当)	普及支援課方式審査専門官
八木 誠	知的財産高等裁判所調査官	審判部審判官(上級・第10部門)	五 明 謙	新エネルギー・産業技術総合開発機構IoT推進部総括・企画・国際グループ主査	審査業務課方式審査専門官
植田 高盛	防衛装備庁	審判部審判官(上級・第11部門)	清水 靖記	工業所有権情報・研修館知財情報部長代理(情報提供担当)	審査第一部審査官(計測(距離・電気測定))
殿川 雅也	新エネルギー・産業技術総合開発機構	審判部審判官(上級・第13部門)	中尾 麗	工業所有権情報・研修館知財人材部長代理(企画調査担当)	審査第二部審査官(自動制御)
谷 治和文	新エネルギー・産業技術総合開発機構	審査第二部審査官(上席総括・生活機器(照明))	石川 薫	工業所有権情報・研修館研修部長代理(審査系職員研修担当)	審査第二部審査官(医療機器(治療機器))
松原 敬祐	工業所有権情報・研修館研修部長代理(調整担当)	企画調査課長補佐(特許戦略調整班長)	幸田 俊希	日本医療研究開発機構知的財産部(統括担当)	審査第三部審査官(医療(医薬品製剤))
清川 恵子	工業所有権情報・研修館知財活用支援センター相談部(上席専門職)	審査業務部審査官(上席・一般役務)			
原 文仁	工業所有権情報・研修館知財情報部上席専門職(特許情報協力担当)	審査推進室長補佐(検索業務班長)			
山本 晋也	山口大学大学院	審判部審判官(第25部門)			
加賀 泉	工業所有権情報・研修館知財情報部主任専門職(閲覧担当)	審判課審判書記官(主任)			